

くらし 生活安心のために



- 高齢で働けず、収入が減った
- 病気や障害で、働けない
- 収入が少なく、生活できない
- 子どもが小さく、思うように働けない
- 医療費の支払いに困っている

このような方は、民生委員、福祉事務所、町村役場にご相談ください。

生活保護のしおり

茨城県

目 次

生活保護とは

保護の申請は国民の権利です	1
保護を受けるまでの手続き	2
保護はこんなときに受けられます	3
保護を受けるときに	4
親・子・兄弟姉妹などからの ^{えんじょ} 援助について	6
保護の種類	7

生活保護を受けると

権利として保障されること	9
義務として守ってもらうこと	10
保護費の支払いの方法	11
保護費の返還	11
医療機関などにかかりたいとき	12
介護を受けたいとき	14
一時扶助について	15
生活保護から自立するとき	16
問い合わせ・相談先	16
申請・相談の窓口	17

生 活 保 護 と は

私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入^{しゅうにゅう}がなくなったり、年をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活費や医療費^{いりょうひ}の支払い^{しはら}等に困ることがあります。

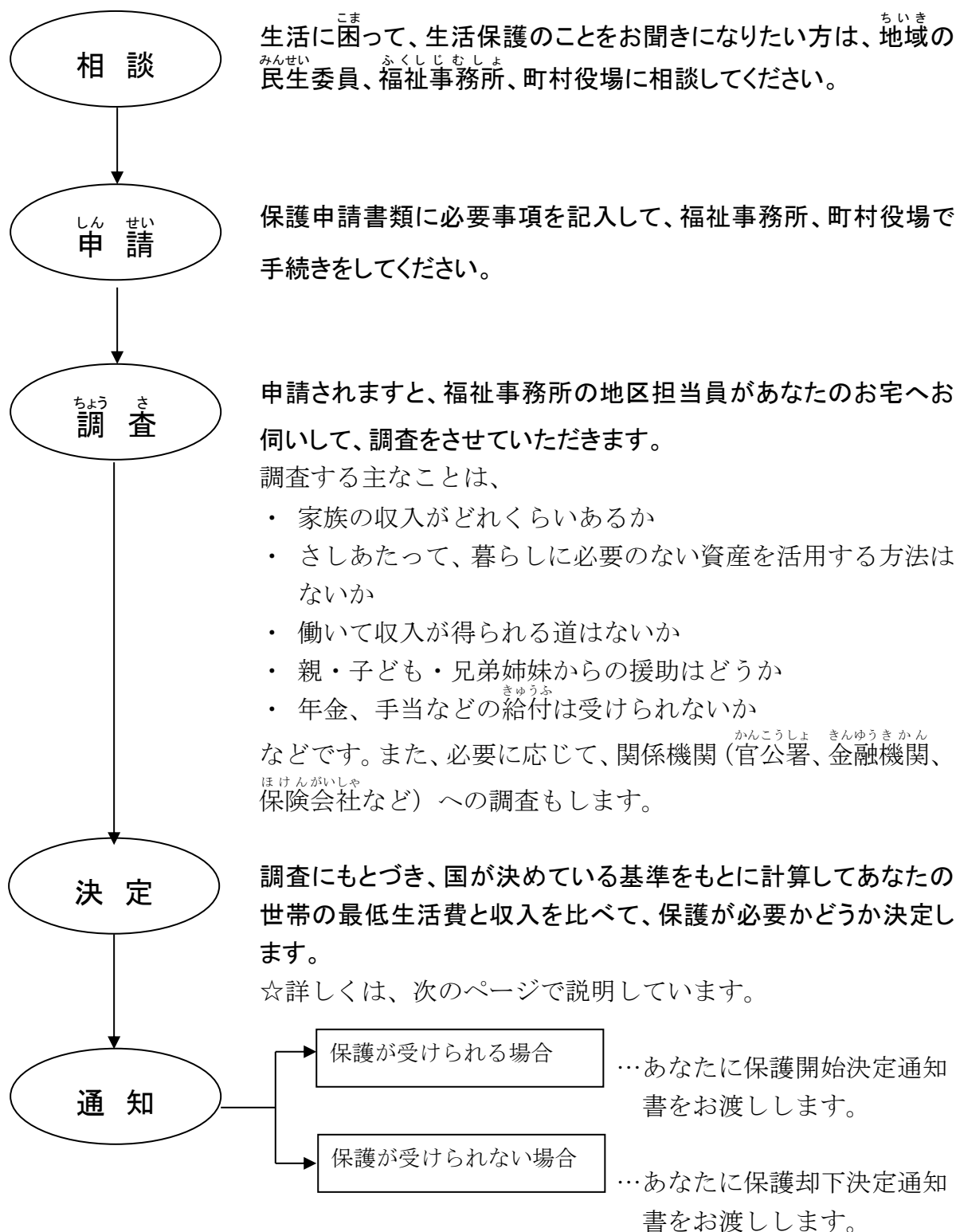
このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用し、せいいっぱい努力しても、なお生活ができない場合に、国が定める一定の基準に従って最低生活に不足する分についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、1日も早く、自分の力で生活をしていけるように手助けするのが生活保護制度です。

■保護の申請は国民の権利^{けんり}です

日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度^{さいていげんど}の生活を営む権利^{けんり}を有する」と定められています。生活に困っているときは、生活保護法の定める一定の要件のもとに、誰でも生活保護を受けることができます。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。



■ 保護を受けるまでの手続き



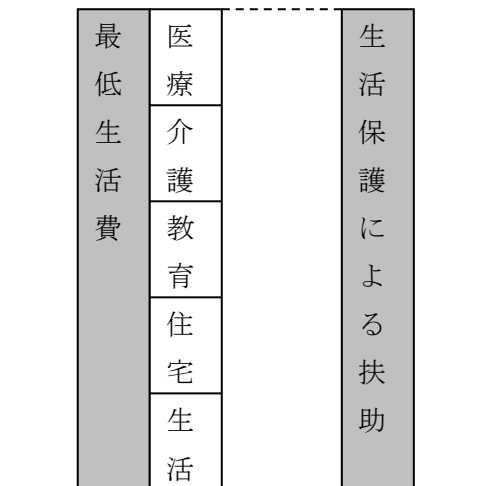
※保護が受けられるかどうかは、申請した日から14日以内、遅くとも30日以内に通知します。なお、30日を超えた場合には却下されたものとみなすことができます。

■保護はこんなときに受けられます

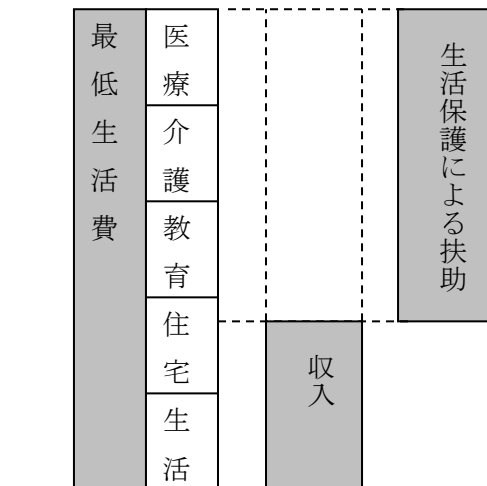
生活保護は原則としていっしょに生活している家族すべてをひとつの世帯として、世帯ごとに適用します。そして国が決めている基準（最低生活費）に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を保護費として支給します。

《保護が受けられる場合》

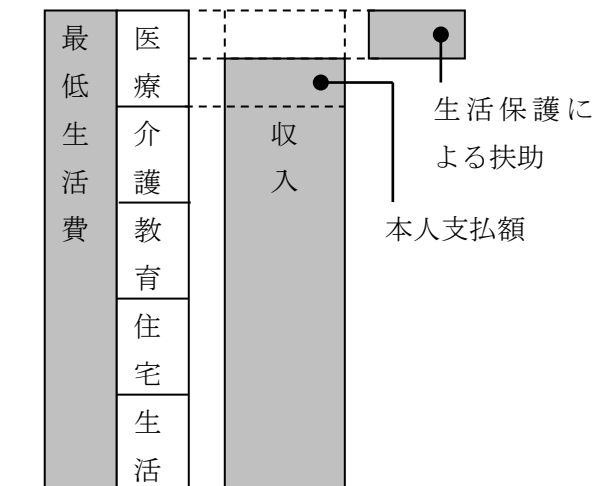
①収入が全くない場合



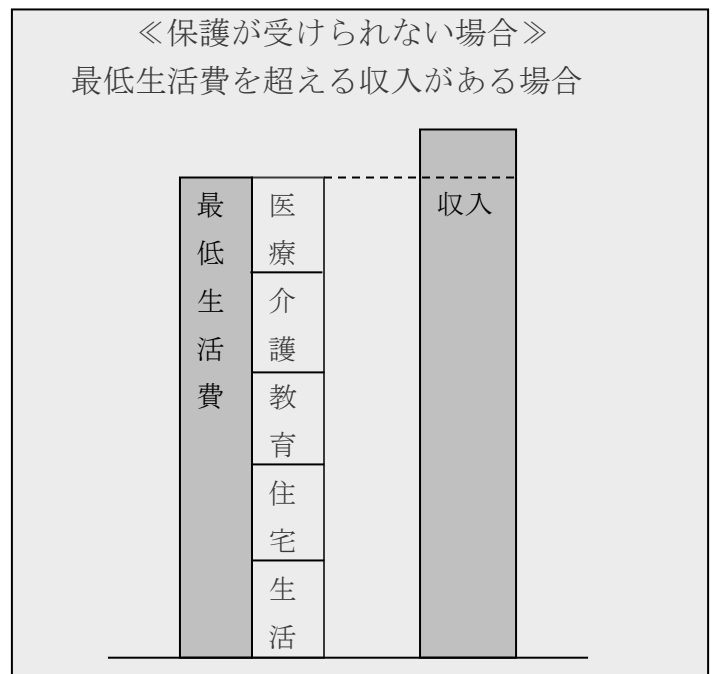
②いくらか収入がある場合



③収入はいくらかあるが医療費の支払いができない場合



《保護が受けられない場合》
最低生活費を超える収入がある場合



☆最低生活費とは…

それぞれの世帯の状況に応じて、国が決めている保護基準をもとに計算されます。

☆収入とは…

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当などの他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、他人からの借金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

■保護を受けるときに

生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。

- 働ける人は能力に応じて働き、自分の力で生活できるようつとめてください。
- 暴力団員には原則として保護を適用しません。急迫した状況にある場合を除き、申請は却下します。
- 保有する現金や預貯金^{よちよきん}は生活費にあててください。
- 貴金属^{ききんぞく}、有価証券^{ゆうかしやうけん}などは処分して、生活費にあててください。
- 生命保険に加入している場合は、原則として解約^{かいやく}して返戻金^{へんれいきん}を生活費にあててください。ただし、解約返戻金及び保険料額が少額である場合には、保有が認められることがあります。
- ほかの社会保障制度^{しゃかいほしやう}（例えば、傷病手当^{しやうびやう}や雇用保険^{こやう}・労災保険^{ろうさい}・国民年金・厚生年金・児童手当^{ふやう}・児童扶養手当^{ふやう}など）を受けられる場合は、すべて受けてください。
- 過去に年金担保貸付^{ねんきんたんぽかしつけ}や恩給担保貸付^{おんきゆうたんぽかしつけ}を利用するとともに生活保護を受けていた方が、再度年金担保貸付等を利用している場合、急迫した状況にある場合等を除き、原則として保護は適用できません。
- 自動車の保有・使用は原則として認められません。ただし、次のような場合には、保有・使用が認められることがありますので、福祉事務所に相談してください。
 - 1 障害（児）者、または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が、通院等のため自動車を必要とする場合。
 - 2 障害者、または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が、自動車により通勤する場合。

- 現在居住している建物・宅地については、保有が認められますが、それが非常に処分価値の高い場合は、売却してください。また、場合によっては「ようほごせたい ふどうさんたんぽかたせいかつしきん 要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の貸付けを受けられることがありますので、ふくしじむしょ 福祉事務所や しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会に相談してください。

なお、ローン付住宅については、原則として保有が認められません。ただし、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、またはローン返済期間も短期間でローン支払額も少額である場合には、保有を認められることがあります。

- 自分が こうさく 耕作し、しゅうえき 収益のある田・畑は保有を認められることがありますが、耕作できない土地については、ばいきやく 売却や ちんたい 賃貸等資産としての活用を図ってください。
- 自分が事業用等で利用している山林・原野は保有を認められることがありますが、利用できない土地については、売却や賃貸等資産としての活用を図ってください。
- 保護を受けたときに、世帯の収入状況に変動があれば、すみやかに、福祉事務所へ届け出を行うことになります。また、福祉事務所においても、保護を受けた方の課税状況調査を実施して、収入状況の把握を行っています。

☆詳しい内容については、ふくしじむしょ 福祉事務所におたずねください。

■親・子・兄弟姉妹などからの^{えんじょ}援助について

- 親族(親・子ども・兄弟姉妹など)による^{ふよう}扶養は保護の要件ではないため、
^{ふようぎむしや}扶養義務者(親族)が^{ふよう}扶養しないことを理由として、生活保護を受けられないと
いうことはありません。
 - 親・子ども・兄弟姉妹など、民法上の^{ふようぎむ}扶養義務のある方から^{えんじょ}援助を受けること
ができる場合は、援助を受けてください。
 - 民法に定められた^{ふようぎむしや}扶養義務者か、そうなる可能性が高い方には、どの程度
援助が受けられるかについて、申請後に調査を行います。扶養義務者との関
係や、扶養ができるかについて聞き取りを行いますので、調査に支障がある場合
には福祉事務所に相談ください。
- (DV ^{ぎやくたい}や虐待など、照会により自立を阻害することになる場合は、照会を行いません。)

■保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めている基準によって支給されます。

○生活扶助

食べるもの・着るもの・電気・ガス・水道などの日常のくらしのための費用

○住宅扶助

じゅうたく
家賃・やちん地代や住宅のちだい補修などの費用

○教育扶助

きょういく
小学校・中学校の義務教育にかかる学用品・教材費・給食費・学級費などの費用

○医療扶助

いりょう
病気やけがのちりょう治療のため、医療機関にかかる費用

○介護扶助

かいご
介護サービスをうけるための費用

○出産扶助

しゅっさん
お産をするための費用

○生業扶助

せいぎょう
仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校に就学するための費用

○葬祭扶助

そうさい
かそう火葬・のうこつ納骨などのための費用

☆なお、小・中学校の入学準備、出産準備など^{りんじてき}臨時的に必要な費用を支給することがありますので、必要な場合は前もって福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

生活保護を受けると

次のような費用等は、生活保護受給中は免除、減額めんじょ げんがくされたり、または資格を失うことがありますので、福祉事務所や町村役場におたずねください。

免除・減額されるもの	資格を失うもの
ほけんりょう 国民年金の保険料 住民税 じゅしんりょう NHKの受信料（申請が必要） こていしきんぜい 固定資産税（申請が必要） 高校の入学金等（申請が必要） 保育所の保育料（申請が必要）	こくみんけんこうほけんしょう 国民健康保険証 こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう 後期高齢者医療被保険者証 いりょうふくしひじゅきゅうしゃしょう マルフク 医療福祉費受給者証（福受給者証）



■権利として保障されること

- 1 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 2 保護費は、税金^{ぜいきん}をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 3 福祉事務所がおこなった保護の申請^{きやつか}の却下、保護の変更^{へんこう}、停止^{ていし}、または廃止^{はいし}などの決定内容^{なつとく}に納得できないときは、不服^{ふふく}の申し立てをすることができます。不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日^{よくじつ}からかぞえて3か月以内に茨城県知事に対して不服の申し立て^{しん させいきゅう}(審査請求)をすることができます。

■義務として守ってもらうこと

- 1 保護を受ける権利は、他人に譲^{ゆず}ることはできません。
- 2 病気の方は、早くなおるように治療に専^{せんねん}念してください。
- 3 働くことのできる方は、能力に応じて働いてください。
- 4 ムダな支出はさけて、生活の維持向上につとめてください。
- 5 次のような場合は、必ず福祉事務所に届け出をしてください。
 - (1) 家族の人員が増えたとき、減ったとき
 - (2) 働くようになったとき、働けなくなったとき、また仕事が変わったとき
 - (3) 収入が増えたとき、減ったとき
 - (4) 引っ越しをしようとするとき
 - (5) 医療機関にかかるとき
 - (6) 入院・退院をするとき、または入院先が変わるとき
 - (7) 会社などの健康保険証が使えるようになったとき、使えなくなったとき
 - (8) 年金や手当が受けられるようになったとき、受けられなくなったとき
 - (9) 高校に入学したり、中途退学や卒業したとき
 - (10) その他、生活状況に変わったことがあったとき
- 6 あなたの生活の維持、向上その他保護の目的達成のために、福祉事務所から必要な指導、指示をすることがありますので、そのときは従ってください。(従わない場合、保護を変更、停止、または廃止される場合があります。)

■保護費の支払いの方法

保護費の支給は、原則として、毎月5日までにその月分をあなたの^{よきんこうざ}預金口座に振り込むか、市役所または町村役場の窓口で直接お渡しします。

なお、生活保護は、その全部を^{きんせん}金銭で支給するものではありません。^{いりようひ}医療費など保護の種類によっては、福祉事務所があなたに代わって直接関係先に支払うものもあります。

■保護費の返還

せっぱつまった事情のため、本来、^{しりよく}資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、または、いろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合は、すでに支給された保護費（医療費を含む）を、あとから返していただくことになります。

たとえば、次のような場合です。

- 保有を認められない土地などの^{しさん}資産を^{ばいきやく}売却したとき
- 生命保険の^{かいはくへんれいきん}解約返戻金や^{まんき}保険金（^{とくやく}満期・特約）を受け取ったとき
- 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- 交通事故の^{じだんきん}示談金（^{いしやりよう}慰謝料など）・^{ほしょうきん}補償金等を受け取ったとき
- 財産を相続したとき

また、事実と異なる申請をしたり、収入の申告をしなかったりして、^{ふせい}不正な方法で保護を受けた場合には、^{ふせいじゆきゆう}不正受給として、これまでに受けた保護費をあとから^{ちようしゆう}徴収されます。さらに不正な手段で保護を受けていた場合には、法律により^{しよばつ}処罰されることがあります。

■医療機関などにかかりたいとき



- 1 医療機関にかかるときは、「医療券^{いりょうけん}」または「診療連絡票^{しんりょうれんらくひょう}」が必要ですので、印鑑^{いんかん}をもって福祉事務所または町村役場においてください。発行された「医療券」または「診療連絡票」を医療機関に提出して受診してください。
- 2 健康保険を使える方も同様に「医療券」または「診療連絡票」の交付を受けて、保険証^{ほけんしょう}をそえて医療機関に提出して受診してください。
- 3 柔道整復（接骨院）、あん摩マッサージ、はり・きゅうにかかる場合は、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- 4 休日や夜間など福祉事務所または町村役場が閉まっているときに、急病で医療機関にかかるときは、福祉事務所から送付された一番新しい「生活保護決定通知書」や「（生活保護）受給者証」などにより保護を受けていることを医療機関の窓口で説明して受診してください。なお、この場合は、必ず、すみやかに福祉事務所に連絡してください。
- 5 修学旅行^{しゅうがくりょこう}や共同宿泊学習^{きょうどうしゅくはくがくしゅう}などの学校行事に参加するときは、福祉事務所で修学旅行等用の「受給者証」を交付しますので、学校からの通知をそえて申し出てください。
- 6 その他
 - （１） 「診療連絡票」などを取りに来られないときは、必ず福祉事務所の地区担当員に連絡してください。
 - （２） 健康診断^{しんだんしよ}を受けるときや診断書が必要なときは、必ず事前に福祉事務所の地区担当員に相談してください。

国民健康保険^{こくみんけんこうほけん}に加入している方が、生活保護を受けることになった場合、医療費は生活保護^{へんかん}から全額給付となりますので、保険証を市町村役場に返還してください。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について



後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目をもつ医薬品のことです。

1 効き目や安全性は、先発医薬品と同じです。

国では、後発医薬品の効き目や安全性が先発医薬品と同じかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています（※お薬の形・色や味は、先発医薬品と異なることがあります。）。

2 先発医薬品より値段が安く、経済的です。

後発医薬品は、ほとんどの場合、先発医薬品より値段が安くなっています。

3 欧米では、後発医薬品が幅広く使われています。

アメリカ、イギリスやドイツで使われている医薬品のうち、約半分が後発医薬品です。

○ 国では、原則後発医薬品を使ってもらうよう取り組みをすすめています。

○ お医者さんが、後発医薬品が使えると判断した場合は、原則として後発医薬品が給付されます。



■介護を受けたいとき



＜介護保険かいごほけんに加入している方＞

次の方は、生活保護を受けていても「介護保険」に加入することになります。

- ① 65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）
- ② 健康保険に加入している40歳から64歳までの方（介護保険の第2号被保険者）

☆介護サービスを必要とする方には、「介護保険で利用者負担となる部分」が生活保護から給付されます。

- 1 介護サービスを受けるためには、「要介護認定ようかいごにんてい」を受ける必要がありますので、市町村の介護保険の窓口にご相談してください。
- 2 ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- 3 介護サービスを受ける前に、要介護認定の結果とケアプランの写しを福祉事務所に提出してください。

＜介護保険に加入していない方＞

次の方は、生活保護を受けている間は、介護保険に加入できないことになります。

- ・健康保険に加入していない40歳から64歳までの方。

☆介護サービスを必要とする方には、「介護保険と同じサービス」が生活保護から給付されます。

- 1 介護を受けたいときは、福祉事務所に相談してください。
- 2 要介護認定を受けたいときは、福祉事務所に相談してください。
- 3 ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。

ケアプラン作成にあたっての注意

- 作成しようとするときのほか、変更しようとするときも、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- ケアプランを作成したとき・変更したときは、ケアプランの写しを福祉事務所に提出してください（提出がないと、介護サービスを受けられないことがありますので注意してください。）。
- ケアプランは、必ず地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者に依頼して作成してください。ちいきほうかつしえん きょたくかいごしえんじぎょうしゃ
- 支給限度額しきゅうげんどがくを超えるケアプランは作成できませんので注意してください。

■一時扶助について

生活保護には、8種類の扶助と臨時的な支出に応じた一時扶助などがあります。

以下の一時扶助が必要なときには、福祉事務所へ事前に相談・申請をしてください。

<一時扶助とは>

毎月支給される保護費には、最低生活費として必要なものは全て含まれています。しかし、出産・入学・入退院など、保護費のやり繰りではこれらの支出をまかないきれない場合があります。このようなとき、一時的に、一定のものの支給ができます。

- 被服費（布団・寝巻・おむつ等）
- 入学準備金（小中学校の入学準備に必要な費用）
- 家具什器
- 配電・水道等設備
- 引っ越しの際の敷金等
- 家屋補修費
- 入浴設備の付設
- 治療材料（眼鏡、つえ等）の給付が必要なとき
- 施術を受けたいとき
- 通院移送費

その他

- それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、これらの項目が全て支給されるとは限りません。また、上記以外の項目でも支給対象となる場合がありますので、まずは福祉事務所へご相談ください。
- 支給にあたっては、領収書などの書類が必要になることもあります。

■生活保護から自立するとき

収入の増加等により生活保護を必要としなくなった場合は生活保護が廃止（生活保護からの自立）されますので、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の社会保険の加入をしてください。

なお、生活保護から自立した後でも、生活に困ったことがある場合には相談や生活保護の申請ができます。

また、安定した職業についたことにより生活保護から自立した方には、就労自立給付金が支給され、大学などに進学したことにより生活保護を受給しなくなった方には、進学・就職準備給付金が支給されます。

■問い合わせ・相談先

ふくしじむしょちくたんとういん ☆福祉事務所地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所の地区担当員は、保護の相談に来られた方の相談を受けたり、定期的に家庭訪問などをして生活状況を聞き、保護の決定に必要な調査を行っております。

また、保護を受けている世帯が、生活の維持・向上や自分の力で生活できるようになるためにはどうすればいいのかを、いっしょに考え、必要な助言や指導を行います。

なお、家庭訪問したときに、あなたが留守の場合は、連絡票れんらくひょうをおくことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

みんせいいいん ☆民生委員

民生委員は、福祉事務所と保護を受ける人とのパイプ役です。生活に困ったことや、悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。

ひみつ秘密は守りますので、何か困ったことやわからないことがありましたら、いつでも相談してください。

■申請・相談の窓口（R7.4.1現在）

お住まいの 市町村名	福祉事務所名 (担当課)	所在地	電話番号
水戸市	水戸市福祉事務所 生活福祉課	水戸市中央 1-4-1 水戸市役所	029-224-1111(代)
日立市	日立市福祉事務所 生活支援課	日立市助川町 1-1-1 日立市役所	0294-22-3111(代)
土浦市	土浦市福祉事務所 社会福祉課	土浦市大和町 9-1 土浦市役所	029-826-1111(代)
結城市	結城市福祉事務所 社会福祉課	結城市中央町 2-3 結城市役所（本庁舎）	0296-32-1111(代)
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市福祉事務所 保護課	龍ヶ崎市 3710 龍ヶ崎市役所	0297-64-1111(代)
下妻市	下妻市福祉事務所 福祉課	下妻市本城町 3-13 下妻市役所	0296-43-2111(代)
常総市	常総市福祉事務所 社会福祉課	常総市水海道諏訪町 3222-3 常総市役所	0297-23-2111(代)
常陸太田市	常陸太田市福祉事務所 社会福祉課	常陸太田市金井町 3690 常陸太田市役所	0294-72-3111(代)
高萩市	高萩市福祉事務所 社会福祉課	高萩市本町 1-100-1 高萩市役所	0293-23-1111(代)
北茨城市	北茨城市福祉事務所 社会福祉課	北茨城市磯原町磯原 1630 北茨城市役所	0293-43-1111(代)
取手市	取手市福祉事務所 社会福祉課	取手市寺田 5139 取手市役所（取手新庁舎）	0297-74-2141(代)
牛久市	牛久市福祉事務所 社会福祉課	牛久市中央 3-15-1 牛久市役所	029-873-2111(代)
つくば市	つくば市福祉事務所 社会福祉課	つくば市研究学園 1-1-1 つくば市役所	029-883-1111(代)
ひたちなか市	ひたちなか市福祉事務所 生活支援課	ひたちなか市東石川 2-10-1 ひたちなか市役所	029-273-0111(代)
鹿嶋市	鹿嶋市福祉事務所 生活福祉課	鹿嶋市大字平井 1187-1 鹿嶋市役所	0299-82-2911(代)
潮来市	潮来市福祉事務所 社会福祉課	潮来市辻 626 潮来市役所	0299-63-1111(代)
守谷市	守谷市福祉事務所 社会福祉課	守谷市大柏 950-1 守谷市役所	0297-45-1111(代)

常陸大宮市	常陸大宮市福祉事務所 社会福祉課	常陸大宮市中富町 3135-6 常陸大宮市役所	0295-52-1111(代)
那珂市	那珂市福祉事務所 社会福祉課	那珂市福田 1819-5 那珂市役所	029-298-1111(代)
坂東市	坂東市福祉事務所 社会福祉課	坂東市岩井 4365 坂東市役所	0297-35-2121(代)
稲敷市	稲敷市福祉事務所 生活福祉課	稲敷市犬塚 1570-1 稲敷市役所	029-892-2000(代)
筑西市	筑西市福祉事務所 社会福祉課	筑西市丙 360 筑西市役所	0296-24-2111(代)
かすみがうら市	かすみがうら市福祉事務所 社会福祉課	かすみがうら市下稲吉 2633-19 市民窓口センター（中央庁舎）	0299-59-2111(代)
神栖市	神栖市福祉事務所 社会福祉課	神栖市溝口 1746-1 神栖市役所	0299-90-1111(代)
行方市	行方市福祉事務所 社会福祉課	行方市玉造甲 404 行方市役所（玉造庁舎）	0299-55-0111(代)
古河市	古河市福祉事務所 社会福祉課	古河市駒羽根 1501 古河市総和福祉センター 「健康の駅」内	0280-92-5771(代)
桜川市	桜川市福祉事務所 社会福祉課	桜川市岩瀬 64-2 桜川市役所（岩瀬庁舎）	0296-75-3111(代)
石岡市	石岡市福祉事務所 社会福祉課	石岡市石岡 1-1-1 石岡市役所	0299-23-1111(代)
鉾田市	鉾田市福祉事務所 社会福祉課	鉾田市鉾田 1444-1 鉾田市役所	0291-33-2111(代)
笠間市	笠間市福祉事務所 社会福祉課	笠間市中央 3-2-1 笠間市役所	0296-77-1101(代)
つくばみらい市	つくばみらい市福祉事務所 社会福祉課	つくばみらい市福田 195 つくばみらい市役所(伊奈庁舎)	0297-58-2111(代)
小美玉市	小美玉市福祉事務所 社会福祉課	小美玉市上玉里 1122 小美玉市役所(玉里総合支所)	0299-48-1111(代)
茨城町・大洗町 城里町・東海村	県央福祉事務所(福祉相談センター) 生活保護課	水戸市三の丸 1-5-38 茨城県三の丸庁舎	029-226-1512
大子町	県北県民センター 県民福祉課地域福祉室	常陸太田市山下町 4119 茨城県常陸太田合同庁舎	0294-80-3320
美浦村・阿見町 河内町・利根町	県南県民センター 県民福祉課地域福祉室	土浦市真鍋 5-17-26 茨城県土浦合同庁舎	029-822-7241
八千代町・ 五霞町・境町	県西県民センター 県民福祉課地域福祉室	猿島郡境町長井戸 320 茨城県境合同庁舎	0280-87-0224



発行／茨城県福祉部福祉人材・指導課

発行日／令和 7 年 4 月